平成２３年（フ）第１４６１０号
東京都板橋区高島平７丁目42―10―102
債務者　佐藤　良寿
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７２５号
東京都大田区大森西５丁目５―16―102
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８９３号
東京都足立区一ツ家１丁目22―18―401
債務者　齋藤　伸幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９５６号
東京都品川区西五反田７丁目23―11―504
債務者　深谷惠子こと　王　　惠蓮
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６６０号
横浜市鶴見区上末吉５丁目13番４号　信和荘102
債務者　佐藤実音男
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３０号
横浜市港南区港南台２丁目１番２―504号
債務者　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３４号
静岡市葵区駒形通６丁目５番９号、旧住所静岡市葵区六番町１番地の11　メゾンドフルール507号
債務者　竹村絵里香
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６０８号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目16番28号
債務者　横川　伸二
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４７号
大阪府寝屋川市石津東町３番５号
債務者　河本　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９４６号
東京都目黒区鷹番１丁目８―14　三友第３マンション302、住民票上の住所東京都品川区荏原４丁目12―８―205
債務者　川窪　麻子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９４７号
東京都足立区青井４丁目21―２―402
債務者　櫻井美和子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００２号
東京都足立区竹の塚７丁目16―15―403
債務者　栗山　いく
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０５３号
東京都板橋区西台３丁目４―８―303
債務者　渡部　英人
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６６号
東京都足立区竹の塚７丁目16―14―206
債務者　福島　昭江
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６８号
東京都江東区牡丹２丁目２―６―301
債務者　二瓶　吉勝
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０７４号
東京都練馬区向山２丁目17―18　戸山方201
債務者　高田　　緑
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部